

議案第35号

鹿児島県職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(鹿児島県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第32条中「ついては、」の次に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旧旅費法」という。）に基づく」を加える。

別表第1備考中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「旧旅費法」に改める。

(知事及び副知事の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和22年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表の3中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に、「旅費法」を「旧旅費法」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。